

所得税・住民税、消費税・地方消費税の申告はお早めに

申告はお早めに

今年の所得税・住民税の申告期限は、3月15日（火）です。

また、個人事業者で平成25年中の課税売上高が1,000万円を超える方などは、平成27年分の消費税・地方消費税の確定申告書を税務署に提出し、納税する必要があり、3月31日（木）が申告期限となります。

お早めに申告して下さるようお願いいたします。

電子申告等が便利です

国税については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、自宅や事務所などで確定申告書を作成することができます。

作成した確定申告書は印刷して郵送等により提出することができるほか、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して、自宅や事務所などで申告・納税の手続がインターネットを通じてできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、平成27年分確定申告特集ページ（国税庁ホームページ）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/index.htm>

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp/> をご覧ください。

県税についても、地方税ポータルシステム（eLTax）を利用して、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告手続がインターネットを通じてできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、eLTaxホームページ

<http://www.eltax.jp/> をご覧ください。

住宅ローン控除について

個人住民税の住宅ローン控除について、平成21年1月1日から平成31年6月30日までに入居し、平成21年分以後の所得税において住宅ローン控除を受ける方は、個人住民税の住宅ローン控除を受けることができます。

個人住民税における住宅ローン控除は、個人が市町村に住宅借入金等特別税額控除

申告書を提出せずに受けられます。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

復興特別所得税及び個人住民税の均等割の引上げについて

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保するため創設された復興特別所得税等についてお知らせします。

- ・ 復興特別所得税

平成25年1月から「復興特別所得税」の課税が始まっています。

個人の方で所得税を納める義務のある方は、平成25年から平成49年までの25年間、所得税額に2.1%の税率を乗じた金額を「復興特別所得税」として納めていただくこととなります。

詳しくは、国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shotoku/fukko_tokubetsu/index.htm をご覧ください。

- ・ 個人住民税の均等割の税率の引上げ

平成26年度から平成35年度までの間、個人住民税の均等割の税率が次のとおり引き上げられます。

区 分		～平成25年度	引上げ額	平成26 ～35年度
個人住民税均等割（年額）		4,000円	1,000円	5,000円
（内訳）	道府県民税	1,000円	500円	1,500円
	市町村民税	3,000円	500円	3,500円

平成26年度から平成35年度までの住民税に適用されます。

詳しくは、県庁ホームページ

http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/H23_higashinihon-hukko-zouzei_kaisei.html をご覧ください。